

小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業に関する事務であって規則で定めるもの

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	岡山県
3. 市区町村名	早島町
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	9-2：小児慢性特定疾患児日常生活用具の給付に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		早島町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第一 第1の項 小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第1条	早島町小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱（平成23年要綱第19号）第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。 2 すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。	第1条 この告示は、在宅の小児慢性特定疾患児に対し、日常生活用具(以下「用具」という。)を給付することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		早島町小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱（平成23年要綱第19号）

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号	早島町小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱（平成23年要綱第19号）第6条及び第8条
事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	小児慢性疾患児の保護者に対する医療費の一部助成に係る事実についての審査に関する事務

## 特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号イ	早島町小児慢性特定疾患児日常用具給付事業実施要綱（平成23年要綱第19号）第8条及び別表第2
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等（児童福祉法第六条の二第二項の小児慢性特定疾病児童等をいう。以下この条において同じ。）若しくは医療費支給認定基準世帯員（児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第二十二条第一項第二号イの医療費支給認定基準世帯員をいう。以下この条において同じ。）に係る生活保護実施関係情報	当該申請に係る小児慢性疾患児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

## 特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ロ	早島町小児慢性特定疾患児日常用具給付事業実施要綱（平成23年要綱第19号）第8条及び別表第2
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等若しくは医療費支給認定基準世帯員に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報	当該申請に係る小児慢性疾患児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

## 特定個人情報3

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ	早島町小児慢性特定疾患児日常用具給付事業実施要綱（平成23年要綱第19号）第8条及び別表第2
②情報提供者	市町村	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等、その保護者（児童福祉法第十九条の三第一項の保護者をいう。以下この条において同じ。）又は医療費支給認定基準世帯員に係る市町村民税に関する情報	当該申請を行う者又は当該者の同居人に係る市町村民税情報

備考	
----	--

## 届出情報

届出日	2016年09月28日
独自利用事務の対象者	
番号法第9条第2項の条例に規定した日	
保護評価の実施の有無	
評価書番号	
保護評価書の名称	
保護評価書のURLリンク	
委任関係	